



2021年11月19日

各 位

会 社 名 株式会社サンワカンパニー  
代表者名 代表取締役社長 山根 太郎  
(コード：3187、東証マザーズ)  
問合せ先 取締役副社長 津崎 宏一  
(TEL. 06-6359-6721)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年11月19日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2021年12月24日開催予定の第43回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) モジュラー建築であるCLASCO（クラスコ）の新シリーズとして、トレーラーハウスタイプ（車両）の《mobileCLASCO（モバイルクラスコ）》の販売を開始したことを踏まえ、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 2021年6月16日付で「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会（以下、「バーチャルオンリー型株主総会」）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー型株主総会の開催を可能とするため、現行定款第12条第2項を追加するものであります。  
なお、本変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日をもって効力が生じるものといたします。
- (3) 令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法が2022年中に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、現行定款第13条の変更を行うものであります。
- (4) 上記（2）及び（3）の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(9) (条文省略) (新設)</p> <p>(10)～(23) (条文省略)</p> <p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第14条～第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1)～(9) (現行どおり)</p> <p><u>(10) 自動車、中古自動車等車両の販売及び買取、リース、レンタル、輸出入並びに整備</u></p> <p><u>(11)～(24) (現行どおり)</u></p> <p>第3条～第11条 (現行どおり)</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供)</u></p> <p>第13条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>会社法第325条の2に定める電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。</u></p> <p>第14条～第41条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(株主総会の場所に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 第12条(招集)第2項の追加は、<u>産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とし、本条は、効力発生日経過後、これを削除するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 現行定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第13条（株主総会資料の電子提供）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6月以内の日に開催する株主総会については、現行定款第13条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から6月を経過した日又は前項の株主総会の日から3月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除するものとする。</u></p>

### 3. 日程

取締役会決議日                    2021年11月19日  
株主総会開催日                    2021年12月24日

以 上